

医政看発 0614 第 1 号
平成 25 年 6 月 14 日

都道府県看護主管部（課）長 殿

厚生労働省医政局看護課長
（ 公 印 省 略 ）

准看護師試験の事務の委託について（通知）

都道府県知事が行う准看護師試験については、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成 23 年 11 月 29 日閣議決定）において、「都道府県知事が行う准看護師試験の事務（18 条）については、地方自治法（昭 22 法 67）に規定する事務委託の制度の対象であり、他の都道府県に試験の事務を委託することができる旨を周知する」とされたところである。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項においては、「普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。」と規定されており、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定に基づき都道府県知事が行う准看護師試験の事務についても、協議により規約を定めることにより、他の都道府県に委託することが可能であるため、貴職におかれては、この旨御了知願いたい。